

教育委員会告示第 14 号

南九州市部活動地域移行推進協議会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 8 年 9 月 15 日

南九州市教育委員会教育長 有 馬 勉

南九州市部活動地域移行推進協議会設置要綱の一部を改正する要綱

南九州市部活動地域移行推進協議会設置要綱(令和 5 年教育委員会告示第 20 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

南九州市部活動地域展開推進協議会設置要綱

第 1 条中「地域連携」を「地域展開」に、「地域移行」を「地域展開」に改める。

第 2 条第 1 号及び第 2 号中「連携」を「展開」に改める。

第 3 条中第 14 号を削り、第 13 号を第 14 号とし、第 12 号を第 13 号とし、第 11 号を第 12 号とし、第 10 号の次に次の 1 号を加える。

(1) 南九州市スポーツ推進委員

附 則

この告示は、告示の日から施行する。